

エール少額短期保険

ハラスメント対応弁護士保険発売

専用窓口設置し法的サポート

中小企業や個人向けに弁護士保険を開発するエール少額短期保険は4月13日、パワハラやセクハラ、マタハラなど増加するハラスメント被害に声を上げることにより同様の被害を繰り返さないようにするため、専門の弁護士の法的サポートを受けることができる日本初のハラスメント対応弁護士保険「声をあげる人を守る」を発売した。ハラスメント被害専用の窓口（ハラスメントヘルプナビ）を設置し、弁護士からアドバイスを受けることができる。保険加入後に発生したハラスメント被害については、働けなくなった場合の損失分や慰謝料を請求する際の弁護士費用（注）の90%を補償（一部免責金額あり、1事案30万円限度）する。

いじめ・嫌がらせ等のパワハラは労働者の約33%が被害を受けており、パワハラ相談件数は過去7年で約2倍、5年で約1.5倍に急増している（厚生労働省「平成28年度職場のパワーハラスメントに関する実態調査」）。および「平成28年度個別

労働紛争解決制度の施行状況」。日本の男性・年長者優位の企業風土の中で、業務の効率化によってストレスを増した組織でハラスメントが発生しており、力を持つ者が弱い者へ行うハラスメント行為は時に無自覚のうちに心身に傷を受けている。われ、また周囲が傍観者になっていく場合もある。何度モパワハラ被害を受けた人は仕事の意欲が減退し、職場でのコミュニケーションが減り、眠れなくなったり、通院・服薬が必要となるなど、

エール少額短期保険は、ハラスメントの問題が今後も増加し続けていくことが予測される中、無料の弁護士電話相談や労働トラブル分野に強い専門の弁護士探しのサポートを行うとともに、弁護士保険による費用給付によってハラスメント問題の解決をサポートしていく考え。

（注）弁護士に賠償請求を委任する場合、一般的には請求額の10〜20%程度の弁護士費用（最低10万円）が必要。

の意識変化で職場環境が変わる」「職場の風通しが良くなる」（同実態調査）などの改善に向けた、自分の価値観で「ノ」を言うこと、そして声をあげた人を孤立させないことが被害を防ぐという。

こうした中、エール少額短期保険は、ハラスメントの被害に声をあげることで、同様の被害を繰り返さないようにするため、専門の弁護士の法的サポートを受けられる保険を開発。日本社会の意識を変えていくためハラスメント対応弁護士保険「声をあげる人を守る」の販売を開始した。

同商品は、月額1080円で加入でき、保険加入後に発生したハラスメント被害については、働けなくなった場合の損失分や慰謝料を請求する際の弁護士費用の90%を補償する。パワハラ、セクハラ、マタハラなどのハラスメント被害専用の窓口（ハラスメントヘルプナビ）を弁護士保険として日本で初めて設置。ハラスメント専門の弁護士に無料で電話相談できる（1回の相談につき最大20分まで）。相談した弁護士からは、法的にどのような問題があるか、会社に損害賠償や慰謝料の請求をする場合の手続きや証拠の収集方法等、ハラスメント被害にどう対応するかについてアドバイスを受けることができる。